

平成 27 年度第 7 回（第 142 回）

隱岐の島町教育委員会会議録

1. 開会日時 平成 27 年 10 月 27 日 9 時 30 分
2. 開催場所 隠岐の島町教育委員会 会議室
3. 出席委員 武田浩志、秋庭ゆみ子、野津幸恵、大津義文、山本和博
4. 欠席委員 なし
5. その他出席者 八幡哲、中林眞、高宮操、砂本進
門脇裕（社会教育委員）
6. 開会宣言 委員長より開会宣言をする。
7. 付議事件
報告第 1 号 教育長報告
報告第 2 号 隠岐の島町総合教育会議運営要領の制定について
議 第 1 号 隠岐の島町社会教育委員の意見陳述について

8. 議事の大要

○報告第 1 号 教育長報告

委員長：報告第 1 号を上程します。
(教育長より説明)

◎全員了承した。

○報告第 2 号 隠岐の島町総合教育会議運営要領の制定について (総務学校教育課長より説明)

秋庭委員：間違いだとは思いますが、P 3 の 1 行目で「要項」となっていますが、
「要領」ではないでしょうか。

八幡課長：ご指摘のとおりですので、訂正いたします。

◎全員了承した。

○議 第 1 号 隠岐の島町社会教育委員の意見陳述について

委員長：それでは、社会教育委員の門脇委員にお越し頂いておりますので、
意見陳述をよろしくお願ひいたします。

門脇氏：社会教育委員の門脇です。本日は本町の教育大綱の策定について意見が
申し上げたく出席させていただきました。

本題に入る前に訴えたいことがあります。今日の会議がスムーズに進むために4項目程要望をいたしました。何点かは、了承いただけましたが拒否されたことがあります。これは大変心外なことですので、この場で委員長及び委員の方々に申し述べます。

今回の教育大綱の策定に対して私は何も説明を受けていないもので現状の説明をお願いしました。答えは、「主題に対する現状説明を求める行為は、意見具申の範囲を超えており、承知いたしかねます。主題に対する現状説明は、事前に調査をお願いいたします」という事でした。これは違和感があり、不納得であります。私は社会教育委員の意見具申に関する要綱が無いので、提案し助言しながら作成していただきました。その際に意見具申の範囲を明記すべきと提言しましたが、事務局は法律が定めている提言だから何でもできますという事でした。そう言いながら、今回の現状説明は拒否しますと言われたわけです。要綱で定めながら、物事が恣意的に行われ拒否されるという事に非常に不快感があります。併せて、「現状説明がほしかったら、事前に調査をお願いいたします。」とありますが、昨日になって「事前に調査をお願いします」と言われたわけです。昨日の今日のことであって、私には事前調査をすることが不可能です。これは不当な取り扱いであり、残念です。例えば、一つには範疇は超えるか超えないか議論があるにしても、現状説明をすればいいという配慮が何故無かったのか。一つは、事前調査の連絡が前日になる非常識なことがまかり通ることです。事務局の姿勢として、温情ある配慮や広く町民の意見を伺うといった姿勢が無かったことは残念でなりません。

決定した事なのでこれ以上は申しませんが、今の私の発言に対して委員長の所見をお伺いしたい。

委員長：今回の事につきましても前もって相談がありました。今後の教育行政に対する前向きな意見と思いますが、社会教育委員として社会教育に関して意見を述べていただくというのが大前提ですので、その辺がかみ合っていないではないでしょうか。

門脇氏：私は、社会教育の範疇を超えて意見を申しておりません。ただ、社会教育の範囲といいましても、中々答えられないのが現状だと思います。また会議の中では今の発言は社会教育に関係無いのではいけないというのは、あってはならないと思っています。これは、広く町民の意見を取り入れるという基本姿勢にかかるてくるわけです。その姿勢を疑わざるを得ないと思います。私は、教育委員会から社会教育委員として委嘱されておりますので、その立場で意見を申し上げております。また不備がたくさんあります。今回の議題も社会教育委員の意見陳述ではなく、教育大綱の策定についてが議題となると思います。さらに意見陳述でなく意見具申です。もっときちっとしたもので物事を進めていただきたいと思っております。

委員長：今後、色々不備なことに対しては、勉強して改善していきたいと思いま

す。

門脇氏：確認ですが私が不当な扱いを受けたことに対して、説明していただけないわけですね。説明が範疇の範囲にはいらないというのは、納得できません。

中林課長：社会教育委員の職務について、7月に要綱を定めさせていただいております。その中で意見具申については、出席して社会教育について研究調査あるいは考えを会議の中で述べていただき、その後で具申のあったことについて回答をするとしております。会議の中で質問等はしていただくわけですが、その場で相互のやりとりをするのではなく、あくまで意見を述べていただく場であると解釈しております。意見のやりとりを行うと教育委員と同じ扱いになると思い、昨日のメールで返答した次第です。

委員長：今の説明で、ご理解いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

門脇氏：今の説明では不納得です。会議の中で質問すれば回答されますが、それが限りなく説明になるわけです。それが現実だと思います。それと法律にある会議に出席して意見を述べるという意味は、その会議に出席した時点で社会教育委員は会議員になるわけです。当然会議員なればそこの会議で協議が始まるわけです。法の保障しているところはそこの所であると思いますので、事務局の方でも勉強をしていただきたいと思います。只今の見解については、私の見解が間違っておれば速やかに示していただきたいと思います。

主題に入ります。教育大綱について資料をお配りしておりますが、P1の地方教育行政法のところで、教育の大綱は首長が作る事になっています。教育委員会が作るものではなく、首長が変更する場合も総合教育会議で協議するとあります。そう法律であるにもかかわらず、P3に町長が事務委任規則の第2条第5項に大綱の策定は委任するとあります。規則の中では、町長は“大綱は作らない”と言っているわけです。そこで伺いますが、隠岐の島町では大綱の作成者は、町長になるわけですか。教育委員会になるわけですか。

中林課長：ご質問の内容につきましては、検討したのち後日お答えいたしたいと思います。

門脇氏：今の回答では、私は意見具申を進めることができません。そこが明確になっていないと協議をすることができないです。答えないという答弁は非常に辛辣で納得することができません。

八幡課長：協議をさせていただきたいので、休憩をお願いいたします。

門脇氏：併せて、この事務委任規則は不備だと思います。委任するのは事務補助までだと思いますので、法の主旨を捻じ曲げているのではないかと思います。

まだいっぱい質問がありますが、その都度休憩されるわけですか。

委員長：10分間の休憩ののち、25分から再開します。

10：15 一時休会

10：25 再開

委員長：会議を再開いたします。

中林課長：先程のご指摘ですが、社会教育委員の会議の出席についての意味についての認識が会議員というところまで及んでいませんでした。私の勉強不足であります、今この場でそのことに対して明確な回答をすることができませんので、会議終了後にきちんとした考え方をお示ししたいと思います。そう致しますと、本日の会議進行においての質問につきましては、出来る限り回答させていただき会議を進めたいと思います。

八幡課長：先程の事務委任規則の事ですが、大綱の策定は町長が行います。ただしこの文言が“策定等”であり曖昧でありますので協議いたします。大綱の策定者は、あくまでも町長です。

門脇氏：という事は、事務委任規則に不備があるという事でよろしいですか。

八幡課長：策定等に関するとありますので、いかにも全てを委任するように受け取れますので、総務課と協議をさせていただきたいと思います。

門脇氏：元々規則の作成は双方協議が原則であり、今の回答には策定等にどういった協議がなされたのかの説明もないし、不備であるかどうかの回答もありません。

八幡課長：その時の協議の過程では、大綱の策定に関する事務は教育委員会で行うという事でこの文言にさせていただきました。その時も策定者は町長であるという想いでありましたが、今現在その辺が曖昧であるように思われますので、協議後不備であれば訂正いたします。

門脇氏：大事なことは、総合教育会議の役割の基本認識がされているかという事でして、その認識が無ければ第2回の会議のように変な方向になってしまいます。その認識を確認したくて、今回質問いたしました。

次に大綱の質問ですが、策定にあたって総合教育会議で協議するとありますが、第1回の議事録が無いので内容がよく解りません。早急に公開していただきたいと思います。教育の大綱については、第2回の会議の内容からしますと、総合戦略の行く末を待って大綱を作られるように見受けられましたが、その辺のお考えを伺います。

八幡課長：まず第1回目の議事録については遅くなりましたが、公開しております。総合教育会議で話し合われた内容は、第1回目で総合振興計画について協議しております。2回目は、総合戦略について協議しております。それについても、参考にしながら大綱の素案を策定していくこうと考えておりますので、決して総合戦略の完成を待って大綱を作ることは考えておりません。

門脇氏：わかりましたので、話を進めます。総合戦略の素案が4P・5Pにあります、その中のキーワードにインパクトを感じました。総合戦略を作るにあたり、若い人たちから“教育”という言葉が挙げられたことに感

心しました。我々教育行政に携わる者はこういったところに視点を置かなければなりませんし、今後大綱を作成にするにあたり、是非参考にしていただき策定にあたっていただきたいとお願いするものでございます。

次に教育大綱がどういう流れで作られるのか、今決まっているスケジュールについてお伺いしたいと思います。

八幡課長：スケジュールにつきましては、まだ確定しておりませんが第3回目の総合教育会議で提案したいと思っています。11月の会議で来年度予算の審議や大綱の骨子を提案し、スケジュールについても概ねの案を提案いたします。12月・1月あたりで関係団体の方に審議を頂き、2月にはパブリックコメントしたいと思います。早ければ年度内には完成したい旨の提案をしたいと考えております。

門脇氏：今、審議とかパブリックコメントという言葉がありましたので、今後編集のためのプロジェクト会議を編成するのか等の作成の手順を説明願います。

八幡課長：具体的に編集の委員会については考えておりません。公民館を含めた関係者で素案を作成し、関係者の方々にご意見を伺いたいと思います。ただ、関係者の方をどこの範囲まで呼ぶのか等の具体的な事は決まっておりません。

門脇氏：これは私の意見ですが、策定委員会は編成していただきたい。委員の公募も含めてそれが開かれた教育行政になると思います。それと最終的に出来上がった大綱に対して、審議部門は是非設置していただきたい。それが第3者意見になると思います。それと最終の段階でのパブリックコメントは当然必要です。附属機関の事がありませんでしたが、それぞれの附属機関から意見を伺う事は必要不可欠と考えます。どう意見を組み入れるか御一考願います。

今の私の意見について、委員さんの意見がありましたら、伺いたいと思います。

秋庭委員：今の課長さんの言葉の中に審議とあったと思います。それと関係機関や専門の学識経験者の中に附属機関の委員の方がたも含まれると思いますが、どうでしょうか。門脇委員さんが社会教育の部分が足りないという思いで大綱の制定にもご意見を頂くのはわかりますが、私としては策定手順に関してご意見いただくのは違和感を感じます。

門脇氏：当然社会教育に限定しておりますので、学校教育についてまで意見を述べるつもりはありません。

八幡課長：私の述べた審議部門は、策定の段階で関係者に意見を伺う審議であり、門脇委員の申し上げるのは、最終的に出来たものに対する審議でありますので、それについては今のところ考えておりませんでした。

野津委員：確認ですが、関係者・学識経験者は社会教育の附属機関の関係者の方がたも含まれていると受け止めたのですが、門脇さんの言われるのと一緒にでないでしょうか。

八幡課長：私も、12月・1月あたりに関係者の意見を伺う場合は、附属機関の方々を中心とした意見交換を考えております。

門脇氏：意見交換をするというのも、策定過程なのか審議過程なのかも私には解らないわけです。社会教育委員として、どの過程で出席すればいいのかわからぬもので、今回質問させていただいた訳です。そういう意味合いで今回策定の手順について質問させていただきました。

大津委員：私は、先程門脇さんが言われた策定委員会までは必要ないと考えています。この大綱は総合教育会議で協議し、町長が定めますので、教育委員会の中で素案を作り、それをたたき台として附属機関等からも意見を頂いて、最終町民の方からパブリックコメントで意見を頂いて、作成するのがよろしいかと思います。じっくり時間をかけてやるべきではありますが、そこまでは必要ないと考えます。

門脇氏：この大綱が議会に提出されるのかわかりませんが、この大綱を誰が作ったものであるかが論点になるわけで、そういう意味合いで広く町民の意見を取り入れた方がよろしいと考えますので提言させていただきました。

確認ですが、社会教育に関する附属機関にも意見の聴取はしていただけたわけですね。

中林課長：もちろんそのように考えています。方法などについては、今後検討の余地はありますが、なんらかの形で社会教育関係の委員のご意見も盛り込んでいきたいと考えています。

門脇氏：隠岐の島町には、総合振興計画や生涯学習推進本部、今策定中の総合戦略等の計画がありますが、その計画との関係がどのように整理されているのか。またどのようにリンクしていくのか伺います。

八幡課長：総合振興計画は、町のトップにある計画ですのでそれに基づいた大綱であると思います。また教育振興基本計画というのも他の町村ではありますが、本町では策定しておらず「教育の方針と事業」を毎年作成しております。今回の大綱は総合振興計画と教育の方針と事業の間に位置付けられると考えます。総合戦略につきましては、総合振興計画に基づく実施計画のような意味合いでございますので、その辺も参考にしながら、大綱を作成していきたいと考えています。

中林課長：隠岐の島町生涯学習推進計画がありますが、大綱の下に位置付くものであると考えます。推進計画は今見直しを考えておりますので、大綱ができればそれに沿った計画になると思います。それを受け隠岐の島町生涯学習推進本部は、計画の見直しを行っていくべきと考えております。

門脇氏：事前に申告をした意見は以上でございますが、この場で一言申し上げさせていただきます。今回の地方教育行政法の改正は、新教育長に対して首長が教育行政に今まで以上に意見を置くことができるようになりました。良し悪しはありますでしょうが、そういう状況の中で今後総合教育会議の中では非教育行政の推進の在り方についても協議していただきたい。先般社会教育委員の提言として、公民館の在り方についても提言

いたしましたが、今後職員が少くなっていく中で、一般行政と教育行政が一体となることも一つの考え方だと思います。端的に言うならば、旧西郷町以外の公民館については、支所と一体となった教育行政が必要ではないでしょうか。法律の関係上、完全に一体化することは難しいし、問題もあるでしょうが、そうなればお互いの足りないところを補完しあう協力体制が必要であると考えます。今後総合教育会議の中でも議論の対象にしていただき、教育行政の推進の在り方について協議願いたいと切に思います。

委員の方のご意見があれば、この場で伺いたいと思います。

委員長：ご意見ありがとうございます。公民館の在り方についても今後考えていきたいと思います。

教育長：今課長と相談しておりますが、今の段階で支所と公民館が一体化することは困難だと考えます。しかしながら、お互いの協力体制については今後検討していきたいと考えています。

門脇氏：是非その辺のところも総合教育会議で話し合っていただきたいと願います。以上であります。長時間にわたり、ありがとうございました。

教育長：最後になりますが、私は教育委員会の職員には、門脇委員のご意見を前向きに検討するように指示しております。私の指導力不足もありますが、職員は一生懸命やっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長：以上で議案の審議を終了いたします。

9. 課長報告

- 町立小中学校規模適正化検討委員会の状況について
- 全隠岐駅伝大会の開催について
- 久見高丸遺跡の発掘成果について
- 各公民館文化祭について

10. その他

11. 協議事項

- 平成27年度第8回（第143回）教育委員会の開催について
・・・平成27年11月25日（水）9:30～

12. 特記事項

13. 閉会日時 平成 27 年 10 月 27 日 11 : 58

14. 会議録作成者 総務係 砂本 進

署名日 平成 27 年 11 月 25 日

隱岐の島町教育委員会

委員長 武田 浩志